

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度～ 2 2 年度
計画主体	平取町

平取町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業課
所在地	沙流郡平取町本町 2 8 番地
電話番号	0 1 4 5 7 - 2 - 2 2 2 1
F A X 番号	0 1 4 5 7 - 2 - 2 2 7 7
メールアドレス	b-nousei@cocoa.plala.or.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・スズメ類、カラス類
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	平取町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	・ 水稲	32.40ha 26,244千円
	・ 牧草	128.75ha 26,265千円
	・ デントコーン	17.97ha 7,547千円
	・ 小豆・大豆	2.10ha 1,346千円
	・ その他作物	1.23ha 1,346千円
ヒグマ、	・ デントコーン	8.82ha 3,704千円
スズメ類	・ 水稲	5.33ha 4,317千円
	・ 小豆	0.03ha 21千円
カラス類	・ 水稲 ・ 飼料、牧草ロールほか	被害件数 20件 ※被害額不明
アライグマ、 キツネ	・ スイートコーンほか	被害件数 54件 ※被害額不明

(2) 被害の傾向

シカ・アライグマは町内一円において被害が増加傾向にある。また、田植え等の植付け時期から収穫時期までの長期に渡って出没しており、生息個体数は増加しているものと思われる。

ヒグマは目撃情報が増えており、山間部以外にも民家に近い場所で被害が発生している。

キツネについては、エキノコックス被害が懸念されるほか、スイートコーン等の農作物に被害がある。

スズメ類、カラス類については、水稲、豆類等、飼料等の被害がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣	指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
シカ	水稲	32 ha 2,600万円	21 ha 1,700万円
	牧草	129 ha 2,600万円	86 ha 1,700万円
	デントコーン	18 ha 750万円	12 ha 500万円
ヒグマ	デントコーン	9 ha 370万円	6 ha 250万円
スズメ類	水稲	5 ha 430万円	3 ha 280万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲については猟友会と委託契約により、銃器及び箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p>また、シカについては別途委託契約により捕獲状況に応じた委託料を支出している。またヒグマ、キツネは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を実施している。</p>	<p>シカは銃器により捕獲を実施しており、平成19年度では有害鳥獣捕獲で1,000頭以上捕獲しているが生息頭数の減少がみられない。 (生息頭数の増加が著しいと考えられる。)</p> <p>ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、免許を有する者が少ないため捕獲数が増加しない。</p> <p>アライグマは、町職員により箱わなを用いた捕獲を実施しているが、被害件数の増加により、対応に苦慮している。</p> <p>猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止電気柵の設置に対して、町及び農協より補助金を支出している。 (平成19年度で延長距離15km分の補助をしている。)</p>	<p>維持管理に係る手間、維持費が多額になる。</p> <p>また、電気柵をくぐる、飛び越える等、シカの学習能力の高さに苦慮している。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・ 農林業関係機関と被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。
- ・ 捕獲体制の整備を図る。
- ・ 狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る
- ・ 被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ（原則、箱わなによる捕獲） 従来の有害鳥獣捕獲として地元猟友会へ委託する。 ・シカ、キツネ、スズメ類、カラス類（銃器による捕獲） 従来の有害鳥獣捕獲として地元猟友会へ委託する。 ・アライグマ（箱わなによる捕獲） 防除計画による捕獲従事者（町職員等）により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	シカ、ヒグマ アライグマ キツネ、スズメ類 カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ・ハンター保険の助成等を行い捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。
21	シカ、ヒグマ アライグマ キツネ、スズメ類 カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ・ハンター保険の助成等を行い捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。
22	シカ、ヒグマ アライグマ キツネ、スズメ類 カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ・ハンター保険の助成等を行い捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	20年度	21年度	22年度	
シカ	800	800	800	
ヒグマ	5	5	5	
アライグマ	30	30	30	

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲予定場所は町内一円（原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所は除く。） ・ 捕獲手段について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。 ・ 捕獲予定時期は、次の期間とする。 <ul style="list-style-type: none"> シカ → 4月から3月末日まで（狩猟期間を除く）の期間とし銃器による捕獲を実施する ヒグマ → 4月から10月末日までの期間とし、原則箱わなを用いた捕獲を実施する。 アライグマ → 防除計画により通年にて捕獲を実施する。 キツネ → 2月から3月の期間において銃器による捕獲を実施する。 （検体を保健所へ提出しエキノコックス症の媒介状況の調査を行う。） スズメ、カラス類 → 主に農作物の作付け時期である4月から6月の期間において、銃器による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	20年度	21年度	22年度	
シカ、ヒグマ	侵入防止電気柵 20箇所 延長 26,000m	侵入防止電気柵 20箇所 延長 26,000m	侵入防止電気柵 20箇所 延長 26,000m	

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
21	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
22	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣の捕獲に際しては「班相互の連絡体制を示す書面」（別紙参照）により実施する。 ヒグマ被害に関しては「平取町ヒグマ被害対策要綱」（別紙参照）により各関係機関と連携を図り被害防止に努める。
--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、有効活用できるよう努める。
また、ヒグマ捕獲の際は、臼歯、胃内容物、肝臓腎臓等の検体を関係機関に提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし